

介護サービスについて

医療法人社団〇〇〇デンタルクリニック

第一条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関連法令に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅・入居施設を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、計画的かつ継続的な療養上の管理および指導を行います。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第二条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定期間または要支援認定期間の満期日までとします。契約満了の7日前までに当事者いずれからも異議の申し出がない限り、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第三条（個別サービス計画の作成及び変更に関する事項）

事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の心身の状況を踏まえた管理指導計画（口腔ケア計画）を作成し、計画的なサービス提供を行います。管理指導計画の作成・変更時は、利用者およびその家族に対して内容を説明し、同意を得るものとし、利用者がサービス内容や提供方法の変更を希望する場合は、事業者は利用者と協議の上、適切に対応いたします。また、計画の変更時は、関係する居宅介護支援事業者等との連携を図ります。

第四条（提供するサービスの内容及びその変更に関する事項）

事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に訪問させ、管理指導計画に定めた居宅療養管理指導を提供いたします。第1項のサービス従業者は、歯科医師、歯科衛生士とし、サービス内容の詳細については、別紙【重要事項説明書】に記載のとおりです。事業者の人員体制、サービス提供時間についても、別紙【重要事項説明書】に記載のとおりです。

第五条（利用料等の支払いに関する事項）

利用者は、サービスの対価として【別紙料金表】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。支払方法の詳細は別紙【重要事項説明書】に記載のとおりです。事業者は月毎のサービス料の請求書を発行し、利用者は、請求書を受け取った月内に利用料等を支払うものとし、

サービス提供に要する交通費については、事前に利用者に説明し同意を得た上で、実費を徴収する場合があります。

第六条（利用料の変更に関する事項）

介護保険法等の改正により利用者負担金が改定された場合は、改定日をもって本契約の利用料を改定後の額に変更します。この場合、事業者は利用者に対し、変更の内容と理由を書面により事前に通知します。

第七条（利用料の滞納に関する事項）

利用者が正当な理由なく利用者負担金の支払いを30日以上遅延した場合、事業者は文書による催告を行います。前項の催告後30日以内に支払われない場合、事業所はサービス提供を停止し、事業者は本契約を解除することができます。滞納期間中であっても、利用者の生命・身体の安全に関わる緊急時は、適切な措置を講じます。

第八条（契約の終了に関する事項）

利用者による解約：以下の場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

任意解約：利用者は、本契約の有効期間中であっても本契約を解除することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

当然終了事由：以下の場合、本契約は当然に終了します。

① 利用者が要介護認定・要支援認定において非該当（自立）となった場合

② 利用者が介護老人保健施設、介護老人福祉施設等に入所した場合

③ 利用者が要介護認定・要支援認定を受けられなくなった場合

④ 利用者が死亡した場合

事業者による解約：第七条に定める場合のほか、利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより本契約を解約することができます。

第九条（損害賠償に関する事項）

事業者は、サービスの提供において事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。なお、事業者は損害賠償責任保険に加入しており、賠償資力を確保しております。

第十条（緊急時の対応）

事業者は、サービス提供中に利用者の病状が急変した場合その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、家族、居宅介護支援事業者等に連絡をとるとともに、必要な応急措置を講じます。

第十一条（守秘義務に関する事項）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密について、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約期間中および契約終了後も継続します。

個人情報の取扱いについては、別紙【個人情報の取扱い通知】に基づき適切に行います。

第十二条（苦情処理に関する事項）

事業者は、居宅療養管理指導に関する利用者の苦情・相談等を受ける窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応いたします。

苦情対応窓口：〇〇〇〇デンタルクリニック（担当：〇〇〇〇）

事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いを行いません。苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることを認識し、苦情の内容を踏まえてサービス改善に努めます。

第十三条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者が協議の上定めます。

第十四条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、双方は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを予め合意します。